

第五回國會 通 信 委 員 会 議 錄 第 十 四 号

昭和二十四年五月十六日(月曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事飯塚 定輔君 理事加藤隆太郎君

理事白井 佐吉君 理事松本 善壽君

理事松井 政吉君 理事田島 ひで君

理事 風間 啓吉君 高塩 三郎君

坪内 八郎君 橋本登美三郎君

降旗 徳弥君 井之口政雄君

浦口 鉄男君

出席國務大臣

通信大臣 小澤佐重喜君

出席政府委員

(勞務局長) 浦島喜久衛君

(郵務局長) 小笠原光壽君

(通信事務官) 通信事務官

委員外の出席者

專門員 吉田 弘苗君

專門員 稻田 穰君

五月十四日

委員岡田春夫君辭任につき、その補

欠として山口武秀君が議長の指名で

委員に選任された。

五月十六日

松本善壽君及び山手満男君が理事に

追加當選した。

五月十四日

簡易郵便局法案(内閣提出第二〇八

号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

第一類第十四号 通信委員會議錄

第十四号 昭和二十四年五月十六日

簡易郵便局法案(内閣提出第二〇八号)(予)

○社委員長 これより會議を開きます。

お諮りいたします。去る十三日の議院運営委員会におきまして、図書館運営委員会並びに四十五名以上の委員会を除く各委員会の理事の人数を、それぞれ二人増加し、これを民自党及び新政治協議会に各一名ずつ割当てることにおきまして、理事の追加選任をいたしたいと存じますが、委員長より指名することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○社委員長 御異議なしと認めます。それでは松本善壽君及び山手満男君を理事に指名いたします。

○社委員長 これより簡易郵便局法案を議題として審査に入ります。まず政府側より提案理由の説明を求めます。

簡易郵便局法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、郵政大臣が郵便局の窓口で取り扱うべき事務(以下「郵政窓口事務」という。)を地方公共団体その他営利を目的としない団体であつてこの法律で定めるものに委託して行わせることにより、経済的に、郵政事業の役務を並びに地方にまで廣め、國民が簡便にこれを利用できるものとする。

(郵政窓口事務を委託する場合)

第二條 郵政大臣は、郵政窓口事務に関する役務を提供する必要がある場合において、その事務の量が著しく少いため、次條第一項に掲げる者に委託することが経済的であり、且つ、郵政事業の運営上支障がないと認めるときは、この法律の定めるところに従い、契約によりこれを他の者に委託することができる。

(受託者の資格)

第三條 郵政大臣の委託により郵政窓口事務を行う者(以下「受託者」という。)は、左に掲げる者でなければならない。

一 地方公共団体

二 農業協同組合

三 漁業協同組合

四 消費生活協同組合(職域による消費生活協同組合を除く。)

五 地方公共団体は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第二項及び第四項、第二百六十四條第一項及び第二項、第二百八十一條第二項及び第三項並びに第二百九十二條の規定にかかわらず、この法律の定めるところに従い、郵政大臣から委託された郵政窓口事務(以下「委託事務」という。)を行うことができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる組合(以下単に「組合」という。)は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、この法律

の定めるところに従い、委託事務を行うことができる。

(委託契約)

第四條 郵政大臣は、随意に、前條第一項に規定する者と郵政大臣の指定する場所において「郵政窓口事務」を行う契約(以下「委託契約」という。)を締結することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により契約を締結する場合において、地方公共団体及び組合が当該契約の条件によつて契約の締結に應じようとするときは、地方公共団体、組合の順位によりこれをしなければならない。

(委託契約の期間)

第五條 委託契約の期間は、三年とする。但し、当事者の合意により更新することを妨げない。

(委託すべき事務の範囲)

第六條 委託契約により委託すべき事務は、郵便、郵便貯金、郵便爲替、簡易生命保険及び郵便年金に関する郵政窓口事務のうち省令で定めるものとする。

(簡易郵便局の設置)

第七條 受託者は、郵政大臣の指定する場所に、委託事務を行う施設(以下「簡易郵便局」という。)を設けなければならない。

(取扱時間等)

第八條 簡易郵便局における委託事務の取扱時間及び取扱休止日は、利用者の便益に合致するように省令で定める。

(國の現金の取扱)

第九條 受託者は、郵政大臣の定める手続により、委託事務に関する國の現金を出納し、及び保管することができる。

(委託事務の準拠法規)

第十條 簡易郵便局における委託事務の取扱は、郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)(第二十條を除く。)、郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)、郵便爲替法(昭和二十三年法律第五十九号)、簡易生命保険法(昭和二十四年法律第 号)及び郵便年金法(昭和二十四年法律第 号)の規定の適用については、郵政省の機関による取扱とみなす。

(委託事務に従事する者)

第十一條 第三條第一項に掲げる者の役員又は職員が委託事務に従事するものは、法令により公務に従事する者とみなす。

2 前項の者には、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定は、適用されない。

(委託事務取扱の基準)

第十二條 受託者は、公共の利益のため、誠実に自ら委託事務を行わなければならない。

2 受託者が組合である場合においては、組合は、当該組合に関する法令の規定にかかわらず、組合員以外の者に対しても、公平に役務を提供しなければならない。

(簡易郵便局の施設及び経費)

第十三條 受託者は、この法律に別段の定めのある場合の外、委託事務を行うために必要な施設を設備し、及び経費を支弁しなければならない。

(郵便切手類及び印紙の賣さばき)
第十四條 受託者は、郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に關する法律(昭和二十四年法律第

号)第五條、第七條及び第十一條の規定の適用については、同法第三條第一項の郵便切手類及び印紙の賣さばき人とみなす。

(取扱手数料)
第十五條 郵政大臣は、委託事務(郵便切手類及び印紙の賣さばきの事務を除く。)の取扱につき、受託者に取扱手数料を支拂う。

2 前項の取扱手数料は、同項の委託事務の取扱量に應じ月額をもつて定める。

3 取扱手数料の月額は、郵便切手類及び印紙の賣さばき手数料と合算して二万円をこえることができない。

(事務用物品の無償使用)
第十六條 郵政大臣は、委託事務を適正且つ円滑に行わせるため必要があると認めるときは、受託者に國の事務用物品を無償で使用させることができる。

(無料郵便)
第十七條 受託者は、郵便法第二十條に規定する範圍内で省令の定めるところにより、委託事務に關する郵便物を無料で差し出すことができる。

(現金等の取扱の区分)
第十八條 受託者は、第九條の現金

及び第十六條の事務用物品を他の現金及び物品と区分して出納し、及び保管しなければならない。

(委託事務の監督)
第十九條 受託者は、委託契約に基き、委託事務に關し郵政大臣の監督を受ける。

2 前項の規定により郵政大臣の行う監督は、第一次には、当該簡易郵便局のある地域において郵便物の取集及び配達の手務を取り扱う郵便局の長及び当該地域を管轄する地方郵政監察局に所屬する郵政監察官をして行わせるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○小澤國務大臣 ただいま議題となりました簡易郵便局法案について、提案理由を説明申し上げます。

郵政事業の第一線窓口機関は、現行制度におきましては、御承知の通り、すべて國の直轄でありまして、今日い

わゆる普通郵便局で窓口事務を取扱うものは五百九十七局、特定郵便局は一万三千四百四十二局、合計一万四千九百局であります。しかしながら、今なお窓口機関を持つていない町村は全國に約千八百残されている状況でありまして、昭和二十二年末の統計で見ますと、人口五千六百五十六人に對して一局の割合で配置されている勘定となっております。

ていまして、人口密度もあわせて考えなければならぬことは当然であります。が、わが國の普及率がまだ著しく低いことは、ほほ明らかであらうと思われるのであります。

しかるに、今日の郵政事業財政の実情は、極力支出の抑制をはかり、その經營の合理化に努めているにもかかわらず、きわめて窮乏した状態でありまして、先般御賛成を得ました料金の値上げを實行いたしますほか、郵政事業關係のみにおきまして、今回おおむね二万四千人に上る行政整理を企図して、辛うじて独立採算制を保持してゐる次第であります。従つて、現状のままに放置いたしますときは、新規に増員を必要とする直轄郵便局の新設のごときはきわめて困難となり、郵政事業の公共的な使命の遂行に、重大な支障を來すおそれがあるものであります。

現に、郵便局新設の要望は、國會の請願を通じて、きわめて熾烈なものがあり、しかも現地の実情から見ても、まことにごもつともな要望と考へられるものが少なくないにもかかわらず、從來とも事業財政の制約を受け、その一部分しか實行されておらず、状況でありますので、今後は一層その實行が困難となることは、火を見るより明らかなこととあります。

かような状況のもとにおきましては、この機会において、現在の特定郵便局制度よりも、さらに一段と簡易にして経済的な新制度を創設いたしまして、より少い経費で一局でも多くの窓口機関を普及させることが、郵政事業の公共性と、郵政事業の独立採算制との要請に沿うゆえんのものであると確信いたしましたので、ここに必要な規定を掲げて、本案を提案した次第であります。以下この法律案の要点につき

まして、若干説明を申し上げます。第一の要点は、郵便局の窓口のサービス——すなわち、郵便物の取集め、運送及び配達の事務は含まれません——を公衆に提供する必要がある場合におきまして、事務の量が著しく少ない、國の直轄による郵便局によらないで、この法律が定める地方公共団体または農業協同組合等に委託して行わせた方が経済的であり、かつ郵政事業の運営上にも支障がないと認められるときは、郵政大臣との契約によりまして、これらのものは簡易郵便局として、國の郵政業務の一部を行うことができることとしたのであります。

なおまた簡易郵便局を設ける必要があると認められる地域に、これらの業務を行いたいというものが二以上ありますときは、第一に地方公共団体、第二に協同組合という順位により、また同順位のものの間では、郵政大臣の適當と認めるものが選定されることとしたのであります。

第二の要点は、この簡易郵便局で取扱う事務の範圍を、郵便、郵便貯金、郵便爲替、簡易生命保険及び郵便年金に關する郵政窓口事務のうちで、省令で定めるものと限定いたしまして、窓口事務のうち、きわめて簡易なもので、しかも一般に最も利用度の多いサービスのみに限つたこととあります。従つて、一、郵便關係では書留及び速達扱いにかゝる内國通常郵便物並びに普通及び書留扱いにかゝる内國小包郵便物の引受けと郵便物の窓口交付

二、爲替、貯金關係では、小爲替の振出し及び拂渡し、通常貯金及び定額貯金の預け入れ当該簡易郵便局預け入れの貯金及び原簿所管廳で確認済みの通常貯金及び定額金の拂いなど、

三、簡易生命保険及び郵便年金關係では新規契約事務

四、郵便切手類及び印紙の賣さばきなどの事務が考えられるのであります。また取扱時間、取扱休止日は必ずしも全國画一的とせず、利用者の便益と経済性を考へて、その地方の事情により、また季節關係等に應じ、弾力性を與えて定めることとしたのであります。

第三の要点は、この事務を委託された地方公共団体等は、その役職員をして事務を行わせますとともに、必要な設備をし、また必要な経費を支弁する責任を負うのであります。郵政大臣はこれに對してその取扱量事務量に應じた手数料を支給することとしたのであります。この手数料は月額二万円をもつて限度としたのであります。

その他この委託事務を取扱うことに伴う國庫金の取扱及び委託された業務の監督關係等につきましては、それぞれ必要な規定を設けて法律關係を明らかにいたしてあります。

以上がこの法律案の主要な点であります。会期の切迫せる今日、取急ぎ提案いたしました。はなはだ御迷惑をおかけいたしますが、何とぞ本案の趣旨にかんがみられまして、すみやかに可決されるようお願いする次第であります。

二、爲替、貯金關係では、小爲替の振出し及び拂渡し、通常貯金及び定額貯金の預け入れ当該簡易郵便局預け入れの貯金及び原簿所管廳で確認済みの通常貯金及び定額金の拂いなど、

申請をして来るのだと思います。法律でも書いてある通り、希望しない町村に押しつけるのではない。町村民が、郵便局はいいが、郵便局を設けることによって、人間を一人ふやさなければならぬことは困る。それだけ負担をしても、郵便局を設けてやつたら村民が

利益であらうか、町民が利益であらうかということ考えた上で、おそらく申し込んで来ると思うのであります。もしもそういう事務によつて役場の職員が増すといつても、それが現実には事務がふえても、村民にサービスがそれだけよくなつてふえるのならば、村民は不平を言わぬし、従つて民自党の行政整理という看板に、むろん反しないと考えておるのであります。もし郵便

局の窓口がふえて、郵便局はできたが、実際は現在の定員でできるにかかわらず、それを理由にして、いたずらに人をふやすというようなことでもありますれば、これは民自党の方策に反するものでありますから、そういうことは避けてもらふ趣旨であります。人がふえても、そうしたことを村民が希望するのならば、私はふえても一向さしつかえないというように考えております。

それから数の問題でありますが、数は先ほども御説明申し上げました通り、全國に全然郵便局のない村が千八百あります。従つて私どものねらいは、大體第一次にはこの全然一村に一つも郵便局のない所ということを目途としておりますから、千八百が一緒に申し込んだ場合でも、調べた結果、許可いたしますが、まず一ぺんに申し込んでも來るとも限りませんから、少くとも今年中で三百か五百は、今後申込み

管内に行つて、あるいは保険をとるとか、どうかということは、あり得ると思ふのであります。しかしながら、それは全部そういうものではなくして、な

円の貯金に、わざ／＼二里も三里も歩いて隣村まで行きたくない、幸いこの村にできたから、この村の郵便局に貯金させよう、あるいは今までは辺鄙な村であつて、東京へ子供をやつておるのを金を送らなければならぬ。しかし一日野良かせぎをしているので、隣

村の郵便局まで行つて爲替を組んで送るのはめんどうだから、ちやうど隣の人が東京に行くから、その人に費用をやつてわざ／＼頼んでお礼をしておつたが、自分の村にできると、人に頼んでお礼するより、安い爲替料で送つた方がよいということになって、從來郵便局の巨介になつておらぬのが、郵便

局を利用するということになる。そういうことになる、それだけ文化機関である、いわゆる郵政事務の恩典に村民が浴することになるのであります。それから、その結果競争が起つても大した弊害はないのではないか。しかしながらこれを認可するにあたりましては、今

坪内君の御指摘の通り、隣にふえても、こつちが減つたらそれだけでは意味がないので、従つてわれ／＼は、距離については地方の事情を考慮して、これを設けるために、他の郵便局がつぶれてしまふような場所に對しましては許さない方針で、運用の方面で調和をとつて行きたいと考へております。

それから千円か二千円程度の事務量しかない場所があるという話であるが、一日に二時間か三時間という制限を設けるのでありまして、そういう場

100

1. 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2118 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2198 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2218 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 2230 2231 2232 2233 2234 2235 2236 2237 2238 2239 2240 2241 2242 2243 2244 2245 2246 2247 2248 2249 2250 2251 2252 2253 2254 2255 2256 2257 2258 2259 2260 2261 2262 2263 2264 2265 2266 2267 2268 2269 2270 2271 2272 2273 2274 2275 2276 2277 2278 2279 2280 2281 2282 2283 2284 2285 2286 2287 2288 2289 2290 2291 2292 2293 2294 2295 2296 2297 2298 2299 2300 2301 2302 2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2317 2318 2319 2320 2321 2322 2323 2324 2325 2326 2327 2328 2329 2330 2331 2332 2333 2334 2335 2336 2337 2338 2339 2340 2341 2342 2343 2344 2345 2346 2347 2348 2349 2350 2351 2352 2353 2354 2355 2356 2357 2358 2359 2360 2361 2362 2363 2364 2365 2366 2367 2368 2369 2370 2371 2372 2373 2374 2375 2376 2377 2378 2379 2380 2381 2382 2383 2384 2385 2386 2387 2388 2389 2390 2391 2392 2393 2394 2395 2396 2397 2398 2399 2400 2401 2402 2403 2404 2405 2406 2407 2408 2409 2410 2411 2412 2413 2414 2415 2416 2417 2418 2419 2420 2421 2422 2423 2424 2425 2426 2427 2428 2429 2430 2431 2432 2433 2434 2435 2436 2437 2438 2439 2440 2441 2442 2443 2444 2445 2446 2447 2448 2449 2450 2451 2452 2453 2454 2455 2456 2457 2458 2459 2460 2461 2462 2463 2464 2465 2466 2467 2468 2469 2470 2471 2472 2473 2474 2475 2476 2477 2478 2479 2480 2481 2482 2483 2484 2485 2486 2487 2488 2489 2490 2491 2492 2493 2494 2495 2496 2497 2498 2499 2500 2501 2502 2503 2504 2505 2506 2507 2508 2509 2510 2511 2512 2513 2514 2515 2516 2517 2518 2519 2520 2521 2522 2523 2524 2525 2526 2527 2528 2529 2530 2531 2532 2533 2534 2535 2536 2537 2538 2539 2540 2541 2542 2543 2544 2545 2546 2547 2548 2549 2550 2551 2552 2553 2554 2555 2556 2557 2558 2559 2560 2561 2562 2563 2564 2565 2566 2567 2568 2569 2570 2571 2572 2573 2574 2575 2576 2577 2578 2579 2580 2581 2582 2583 2584 2585 2586 2587 2588 2589 2590 2591 2592 2593 2594 2595 2596 2597 2598 2599 2600 2601 2602 2603 2604 2605 2606 2607 2608 2609 2610 2611 2612 2613 2614 2615 2616 2617 2618 2619 2620 2621 2622 2623 2624 2625 2626 2627 2628 2629 2630 2631 2632 2633 2634 2635 2636 2637 2638 2639 2640 2641 2642 2643 2644 2645 2646 2647 2648 2649 2650 2651 2652 2653 2654 2655 2656 2657 2658 2659 2660 2661 2662 2663 2664 2665 2666 2667 2668 2669 2670 2671 2672 2673 2674 2675 2676 2677 2678 2679 2680 2681 2682 2683 2684 2685 2686 2687 2688 2689 2690 2691 2692 2693 2694 2695 2696 2697 2698 2699 2700 2701 2702 2703 2704 2705 2706 2707 2708 2709 2710 2711 2712 2713 2714 2715 2716 2717 2718 2719 2720 2721 2722 2723 2724 2725 2726 2727 2728 2729 2730 2731 2732 2733 2734 2735 2736 2737 2738 2739 2740 2741 2742 2743 2744 2745 2746 2747 2748 2749 2750 2751 2752 2753 2754 2755 2756 2757 2758 2759 2760 2761 2762 2763 2764 2765 2766 2767 2768 2769 2770 2771 2772 2773 2774 2775 2776 2777 2778 2779 2780 2781 2782 2783 2784 2785 2786 2787 2788 2789 2790 2791 2792 2793 2794 2795 2796 2797 2798 2799 2800 2801 2802 2803 2804 2805 2806 2807 2808 2809 2810 2811 2812 2813 2814 2815 2816 2817 2

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1

© 2006 The Authors
Journal compilation © 2006 Blackwell Publishing Ltd

明日来いというようなことも扱うでしょうし、いろいろな裏面もありましようが、要するに郵便局の事務は何一つ悪いことはありせんので、それだけ利用してもらおうというのは、それだけ公共の福祉が増すのでありますから、ある場合において区域が重なつてゐるという場合においても、はなはだしくその郵便局がつぶれてしまふという状態でなかつたら、さしつかえないと考へておきます。先ほど距離を考へていないと言つたように、お聞きになつたようですが、私はそうではなくて、距離も考へるし、いわゆる地方事情も考へるが、一里とか二里とか三里とかいうような、具体的なものによつてはやらない。この部落で郵便事務を扱うのに適當だといふふうにきめておつて、しかもこつちの郵便局には影響がないというのなら、一里の場合もありましようし、二里の場合もありましようけれども、それは具体的な問題で一里とか二里とかいう制限を加へることはしません、要するに地方的事情によつて、今の弊害を除去するようにしたいと思ひます。

○浦口委員 第十九條の監督を受ける場合においての地方公共団体と組合の責任者はだれになるかということ、ちよつと聞きたい。

○小澤國務大臣 十九條の監督は、もちろん窓口事務の不行か、何とかという意味における監督でありまうれば、主としてその町村の代表者を監督する意味であります。しかしながら郵政事務それ自体の内容でありますから、担当者でなければわかりませんから、担当者をも監督いたしますから、両方監督するのであります、この文

字は、問題によりまして、委託契約した契約内容に違反するじやないかといふことを、担当者によつてもしかたがないから、これは代表者に言う。それから爲替の扱い方が間違つてゐるじやないかといふことは、担当者に言う。しかもそれはその区域を監督する集配郵便局長も、同時に監督権があることになつておりますから、そういう問題によつて、代表者を監督する場合もありますし、事務担当者を監督する場合もあります。

○浦口委員 市町村役場の場合は市町村長、組合の場合は組合長、こういうふうにして承してよろしうございませうか。

○小澤國務大臣 その通りです。

○浦口委員 もう一つお聞きしたいのは給料の關係であります。公務員として扱われる場合に、地方自治体などの場合は給料の差がないかと思ひますが、組合などの組合職員の給料と、この簡易郵便局の事務を扱う者の給料との違いは、どういふふうにお扱いになるか、その点をちよつとお聞きしたい。

○小澤國務大臣 この給料に對しましては、通信省は全然關係しないのであります。つまりどういふ給料を拂うかは、拂わぬかといふことは、役場の自由であり、組合の自由であります。従つてその役場と吏員との關係であつて、通信省の公務員にはならないのでありますから、いわゆる公務員法を適用する公務員にはならないのであります、私どもとしては契約に基く委託事務という觀念でおりますから、従つて今問題になつております定員法にも關係がないし、従つて公務員法全般にわた

る通信省とのつながりは、全然ないのであります。でありますから、役場の村長なり、組合の組合長が適當と認める金額、あるいは吏員としての待遇を受けるに必要な、いわゆる地方吏員の制約は受けましようけれども、國家公務員法の制約は受けません。ただ役場の吏員でありますから、地方公務員法の適用は受けるかもしませんが、待遇のことは全然關係ありません。先ほど申し上げた事務の扱い量によつて、最高二万円までの実費を町村に支拂う、これは町村に支拂うのであります、担当者に拂うのではないのであります。

○松本(善)委員 ただいまのお話もありますが、許可する責任者に対する代表者というものが、もしあれば、その代表者が、いわゆる公務員たる資格を得るのかどうかということについて、ちよつと懸念がありますので、再質問いたします。

○小澤國務大臣 許可をする代表者といふのは、その法律の範囲内では町村長もしくは農業協同組合あるいは漁業協同組合程度の問題でありまして、従つてこれを許可しましたために、その町村長たる身分が変更するわけでもありませんし、また組合長の法律上の地位がかわるわけでもないものであります、ただ御承知のように町村役場の権限といふようなものがありまして、自治法などに一定の規定があります。あるいは協同組合であれば、協同組合法の制約を受けておりますから、その法律のいかにかわらず、法律によつてそういう事務を扱えるのだということとを、この法案で規定してあるだけのことでありまして、その地位は少しも変更はないと存じます。

○松本(善)委員 大体全面的には簡易郵便局法案といふものに対しては、私は賛成するものであります。しかし、從來あつたところのいわゆる郵便取扱所といふものに對しては、どういふ考へ方をしているという点をお伺ひしたいと思ひます。

○小澤國務大臣 たゞ／＼申し上げます通り、現在の郵便局を動かすという建前は少しも考へておりません。つまり郵便局を地方から、ふやしてくれ、ふやしてくれという陳情があります、そのふやすことが、独立採算という建前から金がない、定員法の制約から、そういう方面が出ない、そこでこれをやろうといふのがこのねらいでありまして、今までの郵便局をどうしようといふのでなくて、まだ郵便局のない所、すなわち村民が郵便局を設置することを要する所へ、この郵便局を設けたといふのが趣旨であります。

○松本(善)委員 大臣は私の考へてゐることを答弁してくださらないのであります。事務当局にお伺ひしたいと思ひますが、郵便取扱所といふものは、現在あることと私は信じております。たとへば郵便局の集配關係その他は扱わないといふ、いわゆる昔の三等局のものと小さいような形において、郵便取扱所といふものがあるものであります、こういうものとの関連性をお伺ひしたいのであります。

第二点といたしましては、ただいま申したように、簡易郵便局という非常に新式なものをつくるという考へは、わかるのであります、この改正の要旨を見ますと、この範囲といふものは、郵便とか、郵便貯金とか、爲替、簡易生命保険、郵便年金、

こういう範囲を示しておるのであります、その範囲といふものはこの全部をさし示しておるのか、それともまたこの一部もその範囲に該当するものかどうか、この二点について御回答願ひます。

○小澤國務大臣 第一の簡易郵便取扱といふのは、昔あつたさうであります、現在では全部廃止しておりますから、従つて昔のものはどうか知りませんが、今では松本君の質問されるような問題は起らないと思ひます。

第二の郵便窓口扱いの種類であります、これは最高事務を規定したのであります。すなわちこの簡易郵便局が扱い得る総量がこの規定になつておりました、ただ地方の事情によつて速達を扱うとか扱わないとかいふことを、そのときの契約あるいは郵政大臣の認可等によつて、その範囲をきめよう、保険を扱うとか、ここに限つて保険を扱わないとか、あるいは速達を扱わないといふことは、その具体的な場合で定めるのであつて、最高に簡易郵便局でできる事務量はこれだけだ、そのうち一つでも二つでもお前たちでできるものは扱つてよい、よけいなものを扱うのがいやなら、扱わなくてもよい、こういう趣旨であります。

○松本(善)委員 大体その趣意においてわかりましたが、最後に簡易生命保険とか、あるいは郵便年金に對するところ募集の手当であります、これは大体渡し切り経費という名において簡易生命保険、あるいは郵便年金取扱の手数料は、この二万円に含まれておるのかどうか。今までの考へ方から申しますと、募集の費用はこの二万円のほかに計算されたように思ひるのであり

ますが、それとの関連性。並びに郵便切手類や印紙の賣さばき云々の事務であります。この歩合も、この二万円云々に含まれるのかどうか。この二点をお伺いいたします。

○小澤國務大臣 これはいずれも全部二万円に含まれております。

○橋本(登)委員 二、三の点を通信大臣にお伺いいたします。第一は、地方公共団体をして行わしめる事務からは、一應國家事務を除くということになつておりますから、従つて法令の上において「規定にかかわらず、この法律の定めるところに従い」という條文を入れたのでありましようが、これは地方自治の確立というより従来の原則から考えると、國家事務はつとめて地方自治団体には行わしめないという精神に反するような結果になりはしないかと思うので、大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 自治法の精神から言へば、原則としてその範圍内、それ以上の仕事はさせないということが建前であると思ひます。しかしながら、こういう公共団体が、村民の利益になるような仕事を扱つたからといって、理論的にも、また實際的にも、ただちに町村が困るという場合がないし、またこの法律もそれを想像しておるのであります。あなたの言うのは、地方事務の画一化というように、地方事務の画一化というものであります。私はむしろ逆に、公共性のあることであれば、そういうことはよけいに廣げて扱つてもいいという考えを持つていゝるのであります。しかし法律そのものだけを考えますと、いろいろな解釈がつきまじり、ただ私も、村民の

ためになるのだ。しかもその村民のためになるかならぬかというところは、村民自身が判断する機会を持つておる。つまり郵便局を設けることは村会の議決を必要としますから、従つて村長がこの法律によつて通信大臣の認可を受ける場合には、村会を開き、村民の意思を十分しんじやくいたしまして、村全体がこうした希望があるという場合においてのみ、申込みに應ずるのでありますから、そう弊害はないと考えております。これを強制するのでありますすれば、それは町村によつては迷惑し

るかも知れません。しかし村民の自主的な希望を入れるのでありますから、従つて自治法の解釈は、いろいろにできますけれども、むしろ村民の希望に沿ひ、しかもそのやる仕事が、いわゆる公共性のあるものであれば、これを扱うことによつて別に弊害は生じないものと考へております。

○橋本(登)委員 通信大臣の御説明、大體了承できるのであります。これは見解の相違で、地方公共団体をし、あくまで独立性を保たしめるというのが自治法の精神である。なるほど町村の利益の点から考へれば、あえて郵便局の問題ばかりでなく、その他の問題においても、いずれも地方村民の利益になることはあるものであります。しかしそれにしても、なおこういうような條項を設けて、國家事務を地方公共団体をして行わしめることは、自治法による地方分権制度を傷つけるものであります。地方自治法は、國家の事務と地方の事務を分離せしめるためにできたといふのは解釈するのであります。その意味から言へば、一般村

民の利便とか、利便でないという問題ではない。中央集権を打破して、ある意味において地方分権の精神を確立したいというのが自治法の精神でありますから、いわゆる村民の利便の問題ではないのであつて、法の原則の問題であります。その点について疑義がありますので、事務当局にお伺ひしたいのですが、地方行政の方の委員会の御了解はできておるのでありましようか。

○小笠原政府委員 総理廳の所管の方と協議いたしております。

○橋本(登)委員 第二の点、この法律によりまして、地方公共団体並びに農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合、すなわち法人格のあるもののみをもつて、この簡易郵便事務を扱わせることにした理由。必ずしもこういう団体ばかりでなく、このような性格のものであれば、郵便局のない町村においては、こういう制度のもとに、通信大臣が適当と認める人に対して個人契約ができていいと思ひます。が、何がゆゑに法人団体のみを受託者として決定したか。この理由をお聞きしたいと思ひます。

○小澤國務大臣 實際面から言いますと、今橋本君の言われるように、公共団体という範圍を広く解釈する場合は、もう一歩進んで、個人にも許したいといふやないかという見解があつたのであります。しかし通信部内における郵便局の建前から考へて見ますと、かつての特定局はだん／＼影が薄くなつて、廃止の趨向になつて來ておるのであります。すなわち封建制であるか、あるいは特定局長が國家の事務を扱つて、いたずらに利益をむさぼつておるといふような弊害が、だん／＼な

くなつて來ておると思ひますのであります。従つて私も、そうしたときの考へ方にわざ／＼逆行する必要もないじやないか。できるだけ公共性のものに行けば、かりに二万円が一万円に上つて、一万円もうける場合であつても、地方民全部がもうけるのであつて、個人の利益をどうするかについては、よろしいではないか、いわゆる反對論も出て來ないのではないかという趣旨でやつたのであります。しかし議論から言ひましたら、今橋本君の言うように、公共団体というのを廣く解決して、それよりも一歩進んで、個人にもやらしていいじやないかと言へば、そういうこともできるのであります。ことさらに制限した理由

は、ただいま申し上げましたように、從來の特定郵便局は、とやかくいろいろの非難もございしたから、非難の論点にはできるだけ触れないで、すなわちそういうことがないようにという意味で、公共団体だけに制限したのであります。

○橋本(登)委員 その点については、いづれあらためて御意見を伺ひたいと思ひます。最後に、第十五條の手数料の出し方であります。大體手数料總額というものは、いわゆる取扱手数料を別個に考へて、その金額が二万円を越えた場合、もしくは實際上の印紙その他の手数料が、一万五千円であるということでありまして、あとの五千円を手数料として、別個に手数料額を加えるのであるか。あるいはせい／＼五千円くらいの賣さばき手数料しかない場合においては、それじや足りないからそれに五千円を加えるというように、ある程

度これを扱う上において純然たる取扱手数料をこの中に考慮せられておるのかどうか。その点をお聞きしたいと思ひます。

○小澤國務大臣 これは一切のものを含んで二万円です。なぜ二万円と額を限つたかと言ひますと、原則としてこの郵便局がこういうものをやるべきではなく、やはり直接特定局なら特定局を設けて、村民の利益をはかるということが建前なのであります。提案理由にもあります通り、郵政事業は獨立採算制で、金はなすが、辺鄙な村まで郵便事業の擴張ということを要望しておる。その矛盾した一つの姿を、この法案で調和をとりたいというのが趣旨でありまして、これをだん／＼發展せしめて、簡易郵便局を盛んならしめるといふよりは、二万円以上の実收がある場合においては、今の特定局に直して行きたいという建前から、すなわち人の面から言ひますと、せい／＼事務担当者一人に、忙しいときには補助者を一名使うという程度の郵便事務だけを簡易郵便局は扱ひまして、二万円以上の實際の入る郵便局は、實際からいつて獨立採算制が維持できるのでありますから、そのようなものは現在の特定郵便局として、悪い條件の郵便局は廢止して行くという建前から、これを制限したものであります。

○橋本(登)委員 そうしますと、要するに取扱手数料は、切手とか、その他純然たる普通郵便局でもらつておる手数料の總額を意味しておるのであつて、いわゆる人件費の補助は含まないのですか。

○小澤國務大臣 そういう意味じゃありません。たとえば切手あるいは印紙

を賣つた場合には、せんだつて御決議願つた一定の比率をここにやります。

書留を扱つた場合には、一通幾らという大体のコストがありますから、一通が二十四円なら二十四円——お客からとる金額じやありません。実際のコストを計算した金額を集めて、速達はいくらという大体の標準がありますから、それを総合した程度のものを実費として拂うわけですから、従つて書留扱いをした場合には、人件費も含まれた書留扱い料、それから爲替の場合もそうであります。紙の代も含まれたものを実費として向うに拂うわけでありまして、その総合計が二万円になるという事は、結局二人以上置いても間に合ふ郵便局ということになるので、その場合には、役場に迷惑をかけないで、本来の郵便官廳である通信省が直接扱うべきである。そういう見地から、二万円の制限を設けたのであります。

○橋本(登)委員 了承いたしました。

○田島(ひ)委員 特定局との関係のことについてであります。ただいま大臣のお答えの中に、二万円以上実際の収入があるものは、特定局に直して行きたいというお答えでありましたが、これを逆に言ひまして、現在の独立採算制の立場からいいますと、無集配局は大体赤字になつておると聞きますが、そういうしますと、おそらく今後こういう簡易郵便局ができません。今までの無集配局がやめさせられて、簡易郵便局にすりかえられて来るのではないかと思ひます。その点をお尋ねいたします。

○小澤國務大臣 眞に独立採算制をやるという場合においては、そうした方が非常に利益になります。しかしな

が、私どもの法案のねらいは、現在の既得の権利として郵便局のできたものは、損してもこのままで行く。しかし、また損するものを千八百もこしらへるといふわけには行かないわけでありまして、これからできる分だけ、とりあえずこれで行つて、独立採算制で行くようになったら、普通の郵便局にする。こういう意味でありまして、この法律の通過によつて、特定郵便局が減るということにはなりません。ただし特に希望があつて、こう

いう郵便局があつては迷惑だから、どうしても直してくれという、特別な村民の希望があれば別でありますけれども、また従業員もその方がいいということならば別であります。通信省といたしましては、積極的に今ある郵便局を廃止して、この郵便局を設けるといふような示唆を與へ、運動するようなことは断じてありません。

○田島(ひ)委員 今大臣のお答えで、もうからなくても、無集配郵便局をやめさせることはないという御返事でありましたが、ひとつこれを別な方面からお聞きしたいのです。前は全通の労働組合が、琴平の大会で決定いたしました具体的な案を、当局に対して出していただくと聞きます。これによりまして、現在の集配局のもとに、無集配局を出張所とか、あるいは分室にいたしました。現在郵便局がない所へずつと廣めた方が、いろ／＼收支の点からいひましても、機構の点からいひましても、非常にいいのではないか、こういうことであります。この法案は、ちよつと私見をいいたただけですけれども、これだけ見ますと、たいへん今の一般の國民の要求に應じて、民自党

の選挙政策としても、実にうつつけだと思ひ感じましたが、むしろ機構とか收支とか、いろ／＼な点から言ひますれば、そういうものをつくらなくても、集配局のもとに無集配局を出張所とか分室にして、むしろ全通労働組合の機構をつくつて、全通労働組合の要求しております政策を取上げた方が、いいのではないかと思ひます。これに対する大臣のお考えをお伺ひいたします。

○小澤國務大臣 田島君の言われることは、結局新しい、これからできる郵便局のことではなくて、現在のいわゆる三等局というものを、集配局の出張所にしたいというのじやないか、こういう御意見だと思ひますが、この御意見だと思ひます。この委員会でたび／＼私がお答えしたように、なるほどそういう面における一つの進歩の点を私は認めます。しかしながら、特定局長会議では、全然その制度に反対をいたしております。その反対した理由と、今の一緒にしろという理由とを考えると、どちらも一長一短であります。従つて私は、現在の段階で、今田島君の言われるようなことに賛成、あるいは特定郵便局長の反対の陳情に賛成であるということをはつきりさせるだけのまだ検討が積んではおりません。ただ両方のそうした議論のあることを了知して、極力研究をいたしておりますが、本簡易郵便局とは別な考え方だと存じます。

○田島(ひ)委員 私は郵便局のない所にも、分室制度でもつて、ずつと廣げたいののではないかと考えるのであります。その点については別にお答えをいただかなくてもよろしうござ

います。なお一箇月か二箇月の訓練を與えますれば、全通関係の従業員でなければ、仕事ができないというようなことは私も申し上げませんが、サービスの点とか、いろ／＼な事業上の信用の点なんか、こういう制度によつて低下して行くというようなことも考えられます。またいろ／＼の点がありまされども、まだ十分私これを研究しております。それから、この次に質問させていただきます。大体この程度で打ち切ります。

○松井(政)委員 大体お聞きしたい点は、橋本委員、あるいは坪内委員、田島委員から出ましたので、了承しておるのですが、やはり今いろ／＼の事柄について各委員が質問した点が、一番重要な問題になるかと思ひます。そこで私は、これを出す場合における政府の御苦心はよくわかるのであります。が、たとえば、これによると請負制度の復活のように見えるので、個人に対する取扱ひ方をやめて、地方の自治体、村、町、市、あるいは公共團體にした、こういうような事柄に了承していいかどうかということが第一点であります。

それからさらに、こういう地方の自治体並びに自治體との関係、あるいは公共團體に請負の形にした場合と、たとえば出張所、支所、あるいは分室の形でやつた場合と、全体の予算の面から見た場合に、どういふことがあるかというところが第二点であります。

第三点は、局のない村が千八百からあるまでありますが、多くの請願の中におきまして、局はあるけれども三里も四里も離れていて、一つの村に二つの局でもつくつてほしいという請願

が、かなり多いように見受けられたのであります。そこで局のない村だけ考へるのか、局がある村であつても、きわめて不便を感じる場合に、それを考慮の中に入れて、最初から出発をするのかどうかということが、第三点であります。

それから、局があつてもなくても、きわめて事実上不便だと思われる所に、こういうものを設置するというところに相なりますと、これは局があるなしにかかわらず、たとえば先ほど田島さんが申し上げたように、國會に席を置く者が、何かその人の力によつて郵便局を設定してやるといふ、個人の請負のときにおけるような、きわめて國營事業と相反する結果が、公共團體が相手であつても生れて来る。そういう事柄についてどういふあいの処理をお考えになるか。大体以上四点について最初にお伺ひいたしました。

○小澤國務大臣 第一の点につきましては、松井君がお考えの通りでありまして、これは別にお答えする必要はないと思ひます。

第二の問題で、この簡易郵便局も、やはり特定局を集配局の分室、あるいは出張所にするように、これをした方がいいのじやないか。あるいはやつた場合における予算上の措置がどうかという御質問であります。御承知の通り出張所とすれば、少くとも最低一人、一人ではとてもだめで、どんなに少くとも局員を二人置かなければなりません。局員を二人置いた、さあ郵便事務の方では二千円か三千円しか入らないということになりますと、年額何十万円というものを通信省が負担しな

して参つた場合には、その村の事情によつては、一つに限らず二つでも三つでも、ある場合には許すつもりであります。

それから、第四の問題であります。これは從來、松井君の言うような弊害が相当あつたと思うのであります。たとえば何党の代議士が話して、おれがあの郵便局を設けたんだというので、選挙の一つの運動の具に供するといふようなこともあつたでありました。ようけれども、これは代議士が運動しなくとも、もうこの法律によつて、村長さんなり、あるいは組合長が直接申し込めば、いつでもできるのでありますから、從來のように行政処置によつてやるのと非常に違つて來まして、松井君の心配する点も、これならば、非常に減少するのではないかと思うのであります。しかし代議士の紹介したことが、ただちに悪いということとはきまつておりませんで、代議士の紹介したことに非常に悪いことがありますので、松井君のような人が紹介した

ならば、おそろくうんとりつばなものばかりだろうと思います。そういう場合にはどん／＼認めるつもりであります。

○松井(政)委員　そこで、局のない村の千八百という、そういうことにこだわらないうで、村民の要望と、きわめて不便であるということと、現在ある局との關係を考慮してやるということであるが、そういう場合に、たとえどこの村でも通常常識から言いますと、一つの村で局のある所には、役場があり、農業協同組合があり、大体これに該当する公共團體、自治体の村長のおる役場等があると思うので

す。そしてすでに三人か四人、ちやんと協同組合の出張所というので、いろいろな村の事務を扱い、あるいは組合の事務を扱つておるのであります。

そういうような場合には、私の方で許したいと、こう考えておられますが、かりにどんな場合でありまして、この法律できちんと禁止してありますから、個人的には絶対に許しません。ただ役場が設けることは、村会の決議でできないこともないでしょうから、そういうふうな役場の事務として設けて、その一部が郵便窓口になるといふような場合でありますならば、これはもちろん認めますけれども、今松井君の心配されておりますように、役場があるところで、個人がやるという場合でありますならば、認めないつもりであります。

○松井政委員　さらにその問題に關連して——今認めないということになりましたが、しかし非常に郵便事務だけが不便を感じるというような場合がありまして、役場なら協同組合が、郵

便事務を扱うことを主として、その他の軽微な問題を、役場の仕事あるいは協同組合の仕事として、出張所の形をとる。しかし主たる目的は、郵便局を

設けるだけだというような現実の問題
が起つた場合も、認める形で行くとい
う、手続上の方法をおとりになるかど
うか、こういうことでございます。

○小澤國務大臣 それは實際問題とし
て、弊害がなく、しかも村でも、要望
し、その部落でも要望し、また許しても
弊害がないというような場合におきま
しては、これは今のような現実の問題
においては、他の條項と少しもかわつ
てないのでありますから、それは許す

100

The diagram illustrates the experimental setup. A participant is seated at a table, looking at a video screen. A camera is positioned above the screen. A target is placed on the table. A horizontal arrow indicates the direction of movement. A vertical arrow indicates the direction of the video feedback. A horizontal arrow indicates the direction of the video feedback. A vertical arrow indicates the direction of the video feedback.

利便だと思ひますが、これが半端で、二千円、三千円しか収入がないという様な場合におきましては、午前中は役場の仕事をし、午後郵便の仕事をしていただくという様なことは、利用者にとても不便があると思うのであります。この際社会共済の社会保険の拡充という様なことから、これら山間僻地には、民営の火災保険会社というものは、ほとんど出張所を持つておりませんから、この資材難の折柄、金融の行き詰まつておる折柄、農村の、あるいは山村の家屋が焼失したという様な場合に、その復興は非常に困難な実情を私どもは知つてゐるのであります。この間も私の村で一軒家が焼けたが、掘立小屋を建てて入つてゐるやうな実情は、見るに忍びないのであります。そこでこれが、そうした民営の火災保険会社の出張所もなく、外交員も来ないやうな所で、年額四千円とか五千円とかいうやうな程度で、もし焼けたときには五十万円ももらえるとか、三十万円ももらえるということがあるならば、安心をして野郎で、あるいは山でその仕事をするこゝでもできるわけでありまして、その手数料をかりに五百円としまして、今度簡易郵便局ができたから、みな入つてくれというやうに外交すれば、みなお祝ひするやうなつもりで入る、そして一ぺんに拂わずに三度とかあるいは五度とかに納めるというやうにして火災保険料をとる、その手数料をかりに一割やるとか、二割やるとかいうことにすれば、わずかに二千円とか三千円の郵便事務のほかに、これによつて収入が入り、簡易火災保険事務を簡易郵便局がすることによつて、八千円

とか一万円とかになり、その専門の担当者、利用者に対して大いにサービスすることができるとは思ふやうなところがあります。これは政府の國民に対する一つの奉仕の創意くふうという見地から、また社会保険の拡充という点でも、ぜひ考慮していただきたい点であると思ふのであります。これは辺鄙な、利用者の少い所の簡易郵便局の人員費の財源という見地から、こういうことを申し上げて見たのであります。今後は間に合はぬかもしれませうが、今後そういうことについてどういふお考えをお持ちでございませうか、ちよつとお尋ねする次第であります。

とか一万円とかになり、その専門の担当者、利用者に対して大いにサービスすることができるとは思ふやうなところがあります。これは政府の國民に対する一つの奉仕の創意くふうという見地から、また社会保険の拡充という点でも、ぜひ考慮していただきたい点であると思ふのであります。これは辺鄙な、利用者の少い所の簡易郵便局の人員費の財源という見地から、こういうことを申し上げて見たのであります。今後は間に合はぬかもしれませうが、今後そういうことについてどういふお考えをお持ちでございませうか、ちよつとお尋ねする次第であります。

○小澤國務大臣 その問題になりますと、これは保険業というものを國營にするか、あるいは民営にするかという問題にもひかかつて参るものであり、松井、田島さんあたりの金融資本とか、独占資本とかいう考え方を前提とした場合となくとも、われ／＼の自由主義を主張する人間でも、この保険の取扱いは、できるだけ政府が扱つた方がいじやないかという考えを私は持つてゐるのであります。その問題は同時に民間の現在の事業を圧迫する。民間に加入者に迷惑をかけることになるのであります。これはもしそういうことになるとしてしましても、それに対する一定の対策を講じながら、研究しなくてはならぬ問題と思ひます。先ほど簡易保険の五万円を十万円とか、二十万円というやうに、これをやつたらいいじやないかという議論と、同じ意味になつて来ると思ひますから、全般の問題として、風聞君の意見を十分考慮し

て、今後の通信事業を進展さして行きたいと思つております。

○井之口委員 この僻村にも郵便局を一つ設置して、郵便事務の利便に浴させるということは、非常に趣旨としてけつこうであります。ただ問題は、これをどういふ形にやるかという点にあるのですが、ちよつと二、三お聞きしたいのは、アメリカでなおよ三千四百人の人口に対して局は一つくらいになつてゐるが、イギリスやフランスと比べて、アメリカはもつと文化的に進んでゐるのだから、こういう点はもつと少い人口に一局あるやうなところかと思ふのですが、どういふわけですか、機構が違ふのですか。

○小笠原政府委員 ただいまお尋ねの特定郵便局の経費の關係につきましても、もちろん局の大小によつて違ふわけでありませう。一番小さいのは、いわゆる郵便の集配事務をやつていない無集配特定局でございませうが、そういうところで定員三人以下くらいのところは大体どれくらいかと申しますと、これは昨年度の数字でございませうので、実は最近の数字は持つておりませんが、約一万三千円くらいでございませう。それから特定郵便局で大きくなつて参りますと、いわゆる集配事務をやつております郵便局でございませうが、こういう定員が二十名以上ございませうなところは、大體におきまして二万二、三千円になつております。しかし今申し上げました数字は、従事員の給与は全然除外した数字でございませう。ですから、これに従事員の俸給を加えますと、定員三人以下の場合を、かりに平均六千三百円としまして、その三倍を加える。それからただいま申し上げました二十人以上のやうな局の場合には、六千三百円の二十何倍かを加えたものが、その経費というやうな大體の数字になるわけでございます。

○小笠原政府委員 特定郵便局制度につきましても、戦後いろいろと批判の対象になりました。政府もいたしましても、終戦後新しい情勢に即應する観点から研究いたしました結果、各種の重要な改正を断行いたしましたのであります。従いまして今日におきましては、これまでとかく問題の対象になつたやうなことは、大體におきまして制度的には拂拭されて、改善されておると考へる次第でございませう。もとより制度のみがすべてを決するわけではなくして、その管理に当る者、また實際その運用に当る人々、すべての人の考え方と申しますか、新しい行き方に対して十分新しい認識、理解をもつてやつて参るといふことが、ほんとうにその改正を実効あらしめるゆゑんであると思ひます。こういうふうな点につきましては、政府といたしまして、今後ますます／＼関係者の指導その他に、十分遺憾なきを期して参りたいと考へてゐる次第でございませう。

○井之口委員 それから特定郵便局に対しては、御承知の通り／＼な従業員の方々から反対がございませう。それにわれ／＼はあながちただちに賛成するわけじやありませんから、一体特定郵便局に相当反対する理由があつて、それが合理的なものであるならば、今のこの簡易郵便局に似たやうな、あるいはもつとこれを小さくしたやうなもの——かえつて弊害が起つて来そうな小さな組織でやるという場合に、さらに反対が実務者の間から起つて来るやうな結果になつて来やせぬだらうかというのを考慮してみます。まず特定郵便局が今日一万三千円くらいあるうちで、一番収入のいいところ、まん中くらいのところ、それから一番少いところ、それは一体どれくらい収入になつてゐるものでございませうか。

○小笠原政府委員 平均といたしましては、そういうことになつておると思ひます。

○井之口委員 この特定郵便局制度に対して、弊害として政府の方でも今までも認めになつていらつしやる事項がございませうでしょうか。

○小笠原政府委員 ごく要点だけを申し上げますと、一つは従来から問題になつておりました、特定郵便局長の任用資格の問題でございませう。従来は後承知のやうに、相當の資産を持つてゐる者でなければいけないことになつておつたのでございませう。しかしながら、さやうなことは新しい情勢のもとに適當でないと思ひまして、相當の資産を持つてゐるという要件を削除いたしました。同時に、従来は特定局長はその在職中、特定郵便局の局舎を提供する義務を持つておつたのでございま

すが、この局舎提供の義務というものは、も廃止することにしたのでござい

ます。それから従事員の処遇につきま

しては、ことに戦前におきましては、特

定郵便局員の処遇は非常によくないとい

うのが定評でございまして、その後逐次改善されて、特に今日

は特定局員の処遇を、特定局員なるが

ゆえに、普通郵便局員と差別的な待遇

をしないことに改めた次第でございま

す。従いまして今日は特定局員の初任

給にいたしまして、その他の処遇に

いたしまして、特定局員なるがゆえ

に、普通郵便局員よりは不利を受けて

いることにはないわけでありませ

る。第三番目には、郵便局の建物など

でございまして、その局舎につきま

しては、先ほど申し上げたように、局長

の提供義務を廃止いたしましたので、

今日では原則として全一三三三三

の特定郵便局の局舎は、國が借り入

れて、次第でございまして、それに対

して、地代、家賃統制令のわく内

で、適正な家賃を支持することにいた

してございまして。次には特定郵便局

の運営に要する経費の問題でござい

ます。これは従来から定郵便局にお

ける郵便切手類、あるいは収入印紙

の賣さばきにつきましては、割引歩

合を特定郵便局長に支給して、お

つたのでございまして、この制度

も廃止いたしまして、今日では普通

郵便局の切手、はがきを賣らせてお

りまると、まったく同じように歩合

を止めたので、一定の、それ、そ

の局の切手はがきの需要に對應す

必要量を、常時その特定郵便局の

窓口に常備いたしまして、利用者の

需要に應じて提供することに改め

ました。今申し上げたのは、最も主

要な問題でござい

ます。○井之口委員 特定局長はど

ういう仕組になつておりますか、相

当大きな権限を持つてございま

るか。○小笠原政府委員 特定局長

と申しますのは、昔からございま

したので、現在は一昨年から全

國特定局長といたしまして、全

國の國体と申しますか、そういう

ものを構成されてござい

ます。この全特定局長の性格は、一

つは官の事務の補助的な仕事であ

る、あるいは貯蓄の奨励であるとか

、あるいは事業上の必要な研究、

研鑽といふような講習会でありま

す。○井之口委員 これは郵便局の

政府機構の一部分でございま

るか。○小笠原政府委員 先ほど

局長が自主的につくつてある

会

の一部分でござい

ます。○井之口委員 先ほど無集

配局三人以上

の所は一万三千

円と言われまし

たが、これは人

件費を拂つた

以上に出る

利益でございま

す。○小笠原政府委員 先ほど一

万三千円と申

し上げたのは、

人件費以外の

経費が要する

に職員の手給

、手当、そう

いうものを除

いたしまして

、それ以外の

経費が一万三

千円であ

ります。

○井之口委員

そうしますと

、これは今の

特定局長に所

属するでござ

いませ

んか。○小笠

原政府委員

そういうわけ

ではござ

いませ

ん。○井之口

委員 申し上

げましたように

局長の給料は

入っていない

。○小笠原政

府委員 申し

上げました

ように局長に

入つていな

い。○井之口

委員 局長の

手当、給料

、そういうも

のは入

つてござ

いませ

ん。○小笠

原政府委員

これは正確

にはわから

ないの

ですが、無

集配郵便局

は全に約八

千ござ

いませ

ん。○井之口

委員 それを

平均した

場合

に、この無

集配郵便局

には先ほど

申し上

げたように

三人以下

の小さな

所

もあり

ます。○井

之口委員

二十人、

三十人

とい

つたよう

な無集

配郵便

局もご

ざいま

す。○井

之口委員

そういう

つた

よう

な全

部の

無集

配特

定局を平

均いた

して、局

長の手

当と、

それ

から局

舎を借

りてお

ります

ので、

その家

賃、そ

の使

用料、

そう

いう

もの

を合

計

いた

して

、全

國平

均し

て約

一

万

円

ば

か

り

て

ご

ざ

い

ま

す

。○井

之口

委員

そ

う

する

と、

そ

こ

で

実

は

外

國

の

制

度

は

あ

ま

り

よ

く

存

じ

ま

せ

ん

の

で

す

が

、

ア

メ

リ

カ

の

状

況

を

聞

い

て

み

ま

す

と

、

大

体

ア

メ

リ

カ

は

御

承

知

の

よ

う

に

、

今

日

は

通

信

局

と

い

う

も

の

は

な

い

で

ご

ざ

い

ま

す

。○井

之口

委員

さ

う

よう

で

ご

ざ

い

ま

す

。○井

之口

委員

こ

う

い

ふ

う

な

い

ふ

う

な

か

つ

こ

う

に

な

つ

て

お

り

ま

す

。○井

之口

委員

こ

う

い

ふ

う

な

い

ふ

う

な

い

ふ

う

な

か

つ

こ

う

に

な

つ

て

お

り

ま

す

。○井

之口

委員

中で一つだけ本局になっておりまして、それ以外は全部分局になっておるというふうな状況でございます。結局根本的に日本の制度と違つておるもので、これと比較することは非常に困難だと思ひます。それからまたアメリカにもいわゆるコントラクト・ステーションと申しまして、契約でやる、やはりこの簡易郵便局と同じ式の、きわめて小規模な郵便窓口機関がございまして。しかしアメリカのは、必ずしも地方公共団体というふうなものに限定されておらず、むしろ個人の業屋とか小間物屋とか、そういうふうな所で、契約によつて窓口事務をやつておるというふうな状況に聞いております。

○井之口委員 こんな知恵をひとつ出してみたらどうかと思ひますが、ライン・オーガニゼーションでやりましたならば、やはりこれは一つの専門的な従業員がずつと下部まで事務をとつて、非常に能率的な方法である。間違ひも起らないし便利だと思ふ。それでもしいる／＼困る場合があるならば、移動的にする。そういうふうな出張所の設備ができれば、こう思ふのですが、どうでしょうか。

○小笠原政府委員 今のお話は出張所の問題のお話のように伺つたのですが、御承知の通り出張所にいたしますれば、これはもちろん國家公務員になるわけでございます。従つてたとえ郵便の仕事をやらせるにしても、すべて週四十八時間勤務になる。その他非常に事務量のきわめて多い——大体簡易郵便局で考えております所は、どつちかといへば、辺鄙な所が多いと存じます。そういうふうな所は取扱ひ事務量からいいますと、非常に少く

て、一日に實際に連続して働くとは假定すれば、せい／＼二時間とか三時間あるいは四時間くらいで済むような所が多数であるのではないかと考へるのであります。従ひましてこういふ所を、ただちに出張所として考へるといふことになりまして、いろいろの点で不経済の点が起きて来るであらうと考へられます。そのほか当面の問題といたしましては、先ほど大臣から御説明がございましたように、通信事業特別会計の予算並びにたゞいま國會に提案されておりますところの定員法の関係からいひまして、通信事務に従事する國家公務員の数が限定されて参ります。従ひまして、今度この簡易郵便局法案が、かりに成立いたしました場合において設けられるようなところを、かりに出張所であるかと假定いたしますれば、それに必要なだけの定員をさかななければならぬことになる、そのならば現在の仕事の中から、要するにそれだけほかの郵便局なり、何なりの定員を減らさなければ、出張所をつくるのができないというふうなことになるので、当面の問題といたしまして、ちよつとそれはできない問題ではないか、さうに考へる次第でございます。

○井之口委員 首を切らぬで、そつちの方に、そういう熱練度の高い人たちがまわすというふうにしたならば、一挙兩得で、今従業員の方々の反対していられる行政整理でも何でも、配置轉換でつづいて行くのではないかと思ひます。

○小笠原政府委員 まことにごもつともでございますが、今度の定員法によりまして、大体郵政と電氣通信を合せ、通信特別会計で四万八千人の定員

が減るわけでございます。それで現在の施設を維持するのに手一ぱいでございます。従ひまして必ずしもその配置轉換によつてなるべく首を切らないで済ますという、今考へておる簡易郵便局の場所に配置轉換することによつて、首切る数を減らすという問題を考へるまでもなく、現在の施設を維持するのに、定員法による定員はぜひ必要である、かように考へられる次第であります。

○井之口委員 どうも片方では首切つて、片方では新しい人たちに郵便事務を委託するというのは、ちよつと矛盾のようによつて考へますが、それならそれでいいと思ひまして、なおもしこの簡易郵便局法を採用いたしますと、地方公共団体並びに協同組合、漁業協同組合等々にこの事務を引受けさせるのでございますが、このほかに農民組合とか、あるいは労働組合とか、あるいはいろいろな民主的な文化団体とかいふふうなものが、地方農村にたくさんあるのであります。そういうふうなものの中に入るのでありますか、どうでありますか。

○小笠原政府委員 簡易郵便局の仕事は政府から委託を受けますものの範圍は、この法案に限定的に列挙されておりますので、たゞいまお尋ねの農民組合とか、労働組合とか、そういうものは対象にならない次第でございます。○井之口委員 最後につ、特定局長は今度労働組合法が改正されるといひますれば、これは入るのでございませうか、除外されるのでございませうか。○浦島政府委員 私からお答え申し上げますが、労働組合法は公務員には適用はございません。従

つて全面的に公務員法上のいわゆる團體——組合が結成できるかどうかというところは、公務員法においては何ら制限をいたしておりません。○風間委員 簡易郵便局における事務担当者の採用とか、いわゆる任免は、委託責任者がいたすのでありますか、ちよつとお伺ひいたします。○小笠原政府委員 さうでございます。

○風間委員 もう一つお尋ねいたしますが、委託担当者資格——学歴とか、年齢とか、性別とか、あるいは経験の有無ということによつて、採用者に対して、何らかの政府として條件を付して指令をするのでございませうか。

○小笠原政府委員 簡易郵便局の委託事務の實際の執行に当ります責任者と申しますか、主任といつたようなものの任命につきましては、一應地方郵政局長の承認を受けるようなことに取運びたいと思ひております。その際どういふ標準でやるかということとは、要するに簡易郵便局の仕事の運営につきましては、この受託者たる地方公共団体、あるいは組合が全責任を持つわけではございませんけれども、しかしながら實際問題として、取扱ひ上、過誤を起したり、あるいは利用者にならざる御不便をかけたりますようなことがありましては困りますので、さういふ点において支障のない程度の者を、主任に任命してもらうように、一應地方郵政局長の承認を受けるように、取運びたいと思ひております。

○風間委員 大体において承することとができたのでありますが、この際特にこの画期的な簡易郵便局の設置について、事務担当者の採用にあたつてお願いしたいのであります。第一は、今度簡易郵便局ができたのだから、役場なり、あるいは農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合等の人員のうちから、あの人は頭もいいし、言葉もはつきりしておるし、たいへん親切で——農民あるいは山村の人々の、字も書けないようなおじいさん、おばあさんに対してはたいへん親切に、手紙でも電報でも何でも書いてやる、代筆でもしてやるというふうな人であるから、ああいう人を選ぶということになつて来れば、たいへん仕合せなんでありまして、それと反対に、あの男は役場のことをやらしても間に合はぬし、漁業組合のことをやらしても半端で、どうにもならぬから、あれをひとつ簡易郵便局にまわしておけというふうなことになると、せつかく政府の今回の、かゆいところに手の届くような簡易郵便局の恩恵に浴するところの利用者の間に、かえつていろいろの物議をかかもすことになるので、ひとつさういふ点、特に学歴とか——何も大學を出たというふうなことにとらわれする必要はないと思ひますが、神経質な人は避けまして、明朗朗々な人といふことを第一條件とする、親切な人というふうなことを、字なんか少々下手でも言葉がはつきりして、明朗朗々な人というふうなことを條件とするというところは、この簡易郵便局が、文化水準の比較的低位なところに設置されるがゆえに、特に必要ではないかと考へますので、さういふことを特に考慮していただくことを、希望する次第であります。

○小笠原政府委員 まことに御親切

な、またごもつともな御意見だと存じますので、私も十分御趣旨に沿うように、努力したいと存じます。

○浦口委員 簡単に御答弁をお願いすればけっこうです。この簡易郵便局設置についての費用は、第十三條で受託者の負担になつてゐるのであります

が、そのほかに政府として直接これを開いて行く上において、何か経費をお認めになつてゐるか。あるいはそれは予算に組んであるかということ、もう一つは、今年三、四百くらいはおそらく新設されるであらうと、通信大臣はおつしやつたように思うのでありますが、それについて経費を見込んでゐるならば、二十四年度は、どのくらい経費を見ておられるかということであります。

○小笠原政府委員 経費といたしまして政府から支拂いますものは第十五條の取扱手数料だけでございます。その中には切手の賣さばきの手数料もございす。そのほかの手数料もあるわけでございますが、要するに月額に常に最高額の二万円で押えられておるわけでございます。それから今年度の簡易郵便局をつくります経費は、できるだけひとつ努力いたしまして、すでに成立いたしました予算の範囲内で、先ほど大臣が説明されました線に沿つて、新設することにしたと考へております。

○浦口委員 そうすると、施設については、相当やはり國家としての直接の費用がいろいろお認めになつてゐるわけですか。

○小笠原政府委員 ちよつと私の答弁が足りなかつたのですが、初めにつくるときは、もちろん何も経費は出しませ

せん。その取扱の手續料だけしか出さない。その取扱の手續料を予算の中から出さなければならぬわけでございますが、これは本年度の成立予算の中から捻出してやる、かように考へております。

○浦口委員 もう一つ、今年三、四百できるらしいという逓信大臣のお見通しは、實際問題としてその地方から政府に要求があつたときに、初めてつくつて、要求がなければ、つくる必要は認めても放任しておくのか、その辺どういう態度でつくれるのですか。

○小笠原政府委員 實際にこの簡易郵便局を設置するにあたりましては、どうせこの簡易郵便局の制度は、政府の方から押しつけてやつていただくわけではございせん、ここにあげてあります受託者の方から、希望がなければ、もちろん設置されないわけでございます。受託者の資格に該当いたします方面からの希望を伺つた上で、實際に適當なものを置いて行くことにいたしましたと考へております。

○辻委員 それでは質疑はまずこの程度にとどめて、残余の日程はいずれも延期し、本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時一分散会